

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十号

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県営住宅条例施行規則（昭和三十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「第三条第三項第三号」及び「第五条」の下に「（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「第十条第一項」の下に「（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。